

# 在宅寝たきり老人等訪問理美容サービス助成事業



高齢などの理由から外出が難しい人が市内の理美容店の訪問理美容サービスを利用する際に、料金の一部を助成します。



## 対象者

◆燕市内に住所を有し、**在宅で**、下記のいずれかに該当する人

- ①要介護3・4・5の人
- ②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人
- ③療育手帳Aの交付を受けている人



※②.③は重度心身障害者医療費助成の受給者証の交付を受けている人に限ります。

## 助成の内容

◆燕市内の理美容店の訪問理美容サービスを受ける際に使用できる利用券を2枚交付します。

1人につき 2,500円 × 2枚 (5,000円の助成)



自宅での訪問理美容サービスのみ利用券は使用できます。  
施設、病院での使用はできません。

# 利用上の注意事項

## 【利用者】

### 利用券の使用について

- サービスを受けるには事前に申請が必要です。(ケアマネジャーまたは民生委員の署名が必要です。)
- サービスの利用が決定したら、2,500 円の利用券を 2 枚交付します。
- 訪問理美容サービス実施後に利用券を 1 枚理美容店に渡してください。
- 2,500 円を超える分は利用者負担になります。

### 利用できる理美容店

- 燕市内に営業店舗のある理美容店
- ※申請書に希望の理美容店を記入してください。訪問理美容サービス実施の可否について市から理美容店に照会します。後日、結果を報告します。

### 注意事項

- 日程調整、料金等については理美容店にご確認ください。
- 自宅での訪問理美容サービスのみ利用券は使用できます。
- ※施設、病院での使用はできません。

## 【理美容店】

### 取扱店の指定について

- 利用券を取り扱うためには市から取扱店の指定を受ける必要があります。取り扱いを希望される理美容店は燕市長寿福祉課に申請をしてください。
- ◎申請時に必要な物
  - ・取扱店指定(変更)申請書
  - ・出張業務携帯票
  - ・印鑑

### 利用券の取り扱いについて

- 理美容店は料金から 2,500 円を差し引いた金額を利用者から受け取ってください。
- 利用者から受け取った利用券に必要事項を記入の上、燕市長寿福祉課に提出してください。利用券 1 枚につき 2,500 円を後日、指定の口座に振り込みます。
- ◎各申請書は長寿福祉課の窓口だけでなく、燕市のホームページからもダウンロードできます。注意事項をご確認いただいた上でご利用ください。
- ◎ご不明な点はお問い合わせください。

お問い合わせ先  
燕市長寿福祉課長寿福祉係  
電話 0256-77-8175 (直通)